平成２３年（フ）第２３４号
長崎県長崎市八景町19番８号
債務者　山下　貞子
1　決定年月日時　平成23年６月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月17日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２４７号
長崎県長崎市赤迫２丁目８番20号　コーポダイウンＣ棟204、旧住所長崎県長崎市香焼町486番地16
債務者　井口　　誠
1　決定年月日時　平成23年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月17日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第５８号
長崎県大村市水田町1466番地　２区77号
債務者　田中　明美
1　決定年月日時　平成23年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月17日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２３年（フ）第６８号
香川県仲多度郡琴平町榎井139番地
債務者　大西キヨ子
1　決定年月日時　平成23年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月18日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２３年（フ）第６０２号
千葉市花見川区幕張町５丁目417番地105ダイアパレス幕張1105号
債務者　大山　　力
1　決定年月日時　平成23年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第６２８号
千葉市美浜区高洲４丁目４番２棟909号
債務者　鈴木　武久（旧姓福田）
1　決定年月日時　平成23年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第６２９号
千葉市美浜区高洲４丁目４番２棟909号
債務者　鈴木由利子
1　決定年月日時　平成23年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第６３７号
千葉県市川市東菅野３丁目11番５号　コーポオウミ202号
債務者　大下　竜一
1　決定年月日時　平成23年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第６７３号
千葉県習志野市津田沼２丁目15番５―401号
債務者　島田　輝子
1　決定年月日時　平成23年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第６８１号
千葉県船橋市宮本６丁目14番６―301号
債務者　平手　紀子（旧姓大谷）
1　決定年月日時　平成23年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第６９３号
千葉県習志野市東習志野４丁目13番８号ナカジマ荘101号
債務者　平野禮次郎
1　決定年月日時　平成23年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１７３号
福岡県久留米市北野町八重亀98番地
債務者　若松美佐子
1　決定年月日時　平成23年６月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第１７９号
福岡県久留米市高良内町4462番地１　宮ノ脇コーポ201号
債務者　吉池　寿昭
1　決定年月日時　平成23年６月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第２８号
鹿児島県南さつま市大浦町1103番地
債務者　下村　満児
1　決定年月日時　平成23年６月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２３年（フ）第１１２号
北海道苫小牧市のぞみ町３丁目３番20号エトワールのぞみＥ204号
債務者　吉田　忠幸
1　決定年月日時　平成23年６月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２３年（フ）第２６４号
仙台市太白区太子堂７番30号
債務者　加藤　幸子
1　決定年月日時　平成23年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第４１４号
仙台市太白区柳生４丁目３番地の13　ナイスアーバン南仙台Ⅲ―304
債務者　大脇　幸夫
1　決定年月日時　平成23年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第４１５号
仙台市太白区柳生４丁目３番地の13　ナイスアーバン南仙台Ⅲ―304
債務者　大脇美津子
1　決定年月日時　平成23年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係